

〔資料紹介〕

協同組合論講座の実践例

西 脇 秀一郎

目 次

1. 協同組合に関する講座の実践例
 - (1) 協同組合の把握
 - (2) 愛媛大学における『協同組合とは何か―協同組合論』講座の開講
2. 『協同組合とは何か―協同組合論』講座の内容
 - (1) 講座の全体像
 - (2) 方 式
 - (3) 情報発信
 - (4) 内 容
3. 協同組合の現代的機能と法的性質（性格）
 - (1) 協同組合の法的な把握に伴う問題
 - (2) 協同組合の目的・機能と公的な性格

1. 協同組合に関する講座の実践例

本稿は、2021年度に愛媛大学において行われた『協同組合とは何か―協同組合論』講座の内容の整理・紹介を兼ねた資料である。

(1) 協同組合の把握

社団法人の組織形態の一種として協同組合があるが、そもそも協同組合とはいかなる団体か¹⁾。日本では、協同組合一般について統一的な法典が存在するドイツなどと

1) 法人（および社団型団体）類型の分類につき、たとえば、山野目章夫編『新注釈民法(1) 総則(1)』（有斐閣、2018年）637頁以下、特に協同組合に関して694、704-705、709、719-720、726、736-740頁〔後藤元伸担当部分〕。また、日本法にも影響を与えるドイツ法上の団体類型の整理について、高田晴仁「会社、組合、社団」法学研究83巻11号（2010年）1-43頁、特に13頁〔同『商法の源流と解釈』（日本評論社、2021年）239-283頁、特に254頁所収〕。

は異なり²⁾、各種の協同組合がそれぞれ個別の法律により規定されている³⁾。このため、協同組合とは何かというその法的な定義づけないし特性の把握は容易ではないものの、従前より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法）22条が同法の適用を排除している団体の要件を備えたものを、「協同組合の理想型」と捉える見方がある⁴⁾。

具体的には、①小規模の事業者または消費者の相互扶助を目的とすること（独占禁止法22条1号）、②設立の任意性と組合員の任意の加入または脱退の権利が保障されていること（同2号）、③各組合員が平等の議決権を有すること（同3号）、④組合員に対する利益分配についてその限度が法令または定款に定められていること（同4号）、の4つの要件であり、これらの要件を備えた（法律の規定に基づいて設立された）団体に合致するか、またはこれに相当の程度において接近する団体が、各種の協同組合の個別法において協同組合と呼ばれているとの指摘がある⁵⁾。

しかしながら、このような従前の理解に対しては、現在では「単にこの要件を備え

2) たとえば、ドイツでは、1889年に制定された「産業および経済協同組合に関する法律」（Genossenschaftsgesetz : Gesetz betreffend die Erwerb-und Wirtschaftsgenossenschaft.Vom.1.Mai 1889）が、各種の協同組合の組織を規定し、それらに共通して適用される根拠法となっている。2006年の同法の改正内容を含め、ドイツの協同組合法に関する日本での近年の研究として、杉田和正「ドイツ協同組合法における協同組合の社会性：2006年改正1条1項を中心に」早稲田法学会誌70巻2号（2020年）193-242頁、197頁以下の先行研究の整理も参照。また、関英昭「団体法 序論」青山法学論集51巻1・2号（2009年）319-321頁、斉藤由理子「独仏協同組合の組合員制度」農林金融59巻3号（2006年）106-117頁なども参照。なお、ドイツ協同組合法制の沿革および概要に関しては、Institut für Genossenschaftswesen der Westfälischen Wilhelms-Universität und Werner Schubert (Hrg.), 100 Jahre Genossenschaftsgesetz : Quellen zur Entstehung und jetziger Stand, Tübingen, 1989. に所収の各論稿が示唆に富む。

日本における協同組合の法体系上の位置づけの考察として、明田作「わが国の法人法体系における協同組合法の位置」農林金融67巻5号（2014年）344-355頁も参照。

3) なお、日本においてもかつてはドイツと同様に、統一的な協同組合法（旧産業組合法）が存在したことにつき、後藤・前掲註(1)719頁。ドイツの信用組合制度（および1889年のドイツ協同組合法〔「産業および経済協同組合に関する法律」〕）に影響を受けたとされる1900年（明治33年）制定の産業組合法以降の制度的沿革については、たとえば、明田作『農業協同組合法 第3版』（経済法令研究会、2021年）17-42頁。また、大塚喜一郎『協同組合法の研究 増補版』（有斐閣、1968年）151頁以下、原田純孝「産業組合法の形成」高柳信一＝藤田勇編『資本主義法の形成と展開 3 企業と営業の自由』（東京大学出版会、1973年）131-204頁、農業協同組合制度の政治過程論上の分析を兼ねたものとして川口航史「農業協同組合の成立と発展(1)」国家学会雑誌134巻9・10号（2021年）9530頁以下なども参照。

4) 上柳克郎『協同組合法 復刻版』（有斐閣、1994年〔初版は1960年〕）2頁。なお、農業協同組合を対象としたものではあるものの、協同組合に対する独占禁止法の適用除外の理由および近時の問題点の整理については、明田・前掲註(3)89-103頁。また、舟田正之「協同組合と独占禁止法」同『独占禁止法の研究』（勁草書房、2021年）391-422頁も参照。

5) 上柳・前掲註(4)2頁。個別法上の協同組合の特徴の分析に関しては10-17頁参照。

る団体をつくろうとすれば株式会社や持分会社さらには一般社団法人でも不可能ではない」とした上で、会社法や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律は協同組合のような組織を念頭にしたものではなく、協同組合を組織する側のニーズに応えるものでもないとし、「協同組合という組織形態のアイデンティティは、独占禁止法の4つの要件だけからは導き出すことは困難で、この4つの要件をもって協同組合に固有な組織法的特質とするには不十分である」とする指摘がある⁶⁾。

この点、法学分野を越えて、国内外における協同組合の社会的意義を捉える動向の展開を踏まえると、たとえば、1995年9月にイングランドのマンチェスターにおいて開催されたICA（国際協同組合同盟）の100周年記念大会では、21世紀における国際協同組合運動の指針である「協同組合のアイデンティティに関するICA声明（Statement on the Co-operative Identity）」が採択され、当該声明は、現在でも協同組合の意義・機能を捉える際に重要な指針を示すものと解されている⁷⁾。声明では、「協同組合とは、共同で所有して民主的に管理された事業体を通じて、自分たち全員の経済的、社会的、文化的なニーズと願いを満たすために、人々が自発的に団結した自治のアソシエーションである」との定義づけがなされ、協同組合がその価値を実践するための7つの原則として、①自発的で開かれた組合員制度、②組合員による民主的な管理、③経済面での組合員の参加、④自治と独立、⑤教育・研修・情報、⑥協同組合間協同、⑦コミュニティへの関与⁸⁾が謳われている⁹⁾。また、2016年11月30日にエチオピアのアディスアベバで開催された無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会では、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」がユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の無形文化遺産に登録されており、協同組合が国際的に現代

6) 明田・前掲註(2)349頁。

7) 1995年のICA声明の詳細と現代的意義については、中川雄一郎＝杉本貴志編（全労済協会監修）『協同組合を学ぶ』（日本経済評論社、2012年）178頁以下〔中川雄一郎担当部分〕。

8) 本文で後述する本講座の第1回の板橋衛（愛媛大学農学部教授〔当時〕）の講演内容および講演資料（「今なぜ協同組合なのか」）6頁によれば、地域社会への配慮を謳う当該原則は、日本の協同組合の現状を反映して導き出された内容であるとされる。

9) 声明の邦語訳につき、中川＝杉本・前掲註(7)226-227頁〔杉本貴志担当部分〕参照。1937年および1966年のICA原則については同224-225頁、国内外におけるICA加盟団体の例については、同222-223頁を参照。また、イアン・マクファーソン（日本協同組合同学会訳編）『21世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言—』（日本経済評論社、2000年）16-22頁では声明原文と邦語訳の双方が対照的に記載されている。当該声明のバックグラウンド・ペーパー及び関連する文献資料の整理として、同23-50、118頁以下も参照。1995年声明の定義づけを踏まえて、協同組合の事業活動に期待と利害を有するステークホルダーをより広範に認めることで協同組合の本質（形式・機能・実体）を捉えようとするものとして、中川雄一郎＝杉本貴志編（全労済協会監修）『協同組合 未来への選択』（日本経済評論社、2014年）243頁以下〔中川雄一郎担当部分〕。

社会の問題解決にとって重要な存在と評価されている¹⁰⁾。協同組合の特質を踏まえた制度設計や法的な問題を考察する際にも、これらの協同組合の社会的意義・機能をどのように考慮すべきかが問題となりうる¹¹⁾。

たとえば、従前にも、「ある協同組織体が「協同組合」であるというためには、いわゆる「協同組合原則」というものを法律のなかにとり入れていなければならない」として、実際にその原則が取り入れられていると解しうる（農業協同組合法の）規定内容は「組合の特色としてとりあげることができるもの」とする見解があり¹²⁾、協同組合の理念や実際上の機能に加え、自主的な結合体としての性格、相互扶助・相互助成のための協同事業を団体の目的とすること、組合員が協同組合に参与する権利の保障態様や内部組織の特性などに照らして、法律上の規律の形においても、株式会社等の他の団体類型・法人類型との相違点が強調されることがあった¹³⁾。

そうすると、さまざまな分野・事業種に応じて運営される協同組合の特質を適切に把握し、その意義や機能を（法的にも）考察するためには、結局、各種の協同組合がどのように規律され、組織づけられ、運営されているか（されるべきか）について、理論的な視点に加え、動態的ないしは実践的に捉える視点も欠かせない。

愛媛大学では、後述のように、協同組合の歴史的沿革・法制度・組織・事業・経営構造を取り扱う講座が、全学部対象の共通教育科目の一つとして開講され、研究・教育の両面において、大学外部の愛媛県下の各種の協同組合の諸機関と連携した取り組みが継続的に実践されている。このような取り組みは、協同組合に関する研究面からみれば、理論と実務の架橋を模索する研究の契機を創成し、実務と連動した研究活動

10) 登録の経緯と内容については、たとえば、関英昭「ドイツの協同組合とユネスコ無形文化遺産」共済と保険59巻6号（2017年）2-3頁、前田健喜「協同組合の思想と実践」のユネスコ無形文化遺産登録をどう受け止めるか」共済と保険59巻7号（2017年）4-9頁など参照。

11) もっとも、明田・前掲註(2)350頁は、1995年のICA声明は「極めて一般的・包括的で、かつ、協同組合のアイデンティティにとって重要だと思われる点について直接的に明示していないうえ、ある事項が例示なのか強制的なものかを含めて漠然としているので、声明から組織法的なアイデンティティを演繹的に導く出すことは簡単ではない」とのきわめて重要な指摘を行う。その上で、明田は、ICA声明に照らしながら会社法や一般法人法の企業モデルに関する法的枠組みを検証することで、協同組合に固有な特質を抽出することは可能であるとする。

12) 本山佛吉『〈特別法コンメンタール〉農業協同組合法』（第一法規、1974年）4頁。もっとも、本山のいう「協同組合原則」とは1966年の「ICA6原則」（第1原則：組合員公開〔加入・脱退の自由〕、第2原則：民主的管理〔一人一票〕、第3原則：出資金に対する利子制限、第4原則：剰余金分配の基準〔利用高に比例した分配〕、第5原則：協同組合教育の促進、第6原則：協同組合間の協同）であることに留意を要する（同・10頁）。1966年原則については、中川＝杉本・前掲註(7)59-64頁〔中川雄一郎担当部分〕、224-225頁〔杉本貴志担当部分〕も参照。

13) 本山・前掲註(2)4-10頁。

をより進展させ、それらを教育活動にも還元する一例といえる。また、教育面では、法学教育にとどまらず、人文社会科学を幅広く研究教育対象とする法文学部を中心に、多様な学部・専門分野を跨いで、協同組合に関する理論と実務の一端を教授するものともいえる。本稿において、2021年度の当該実践例を簡略に紹介する。

(2) 愛媛大学における『協同組合とは何かー協同組合論』講座の開講

愛媛大学では、2021年度（令和3年度）に、共通教育科目における教養科目・高年次教養科目・文系主題科目の区分において、合計8回の講義（1単位）となる『協同組合とは何かー協同組合論』（2021年度担当教員：法文学部講師・西脇秀一郎）とする科目が開講された。

もともと、当該科目は、各年度で継続的に開講されている科目であり、当初は、2012年の国際協同組合同年¹⁴⁾を契機に協同組合を次代につなぐことを目的に企画され、2013年度（平成25年度）に愛媛県協同組合協議会（EJC）による大学への提供講座として、愛媛大学法文学部夏期集中講座という位置づけで開講された経緯を有する¹⁵⁾。開講当時から、各種協同組合の実務担当者が講座の各講義回の講師として派遣され、それに加えて、年度によっては視察研修を行い、受講者が四国乳業の牛乳工場やJAの直売所等といった協同組合の事業内容の視察を通じて、グループワーク・討議・レポート作成等を行うといったプログラムが実施されている¹⁶⁾。なお、当初は夏期集中講座として実施されていた本講座は、その後、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に基づく正規授業化の試みがなされ、地域志向のキャリア育成教育を通して「愛媛県内就職・定住の促進プログラム」を実施する科目の一つと位置づけられ¹⁷⁾、2018年度（平成30年度）には、全学部対象科目として、10月から12月の後学期の第3クォーター期間の講義（合計16回・5単位）として開講された¹⁸⁾。ただし、上述のように、現在は第3クォーター期間に合計8回・1単位の科目として開講

14) 国連の国際協同組合同年については、国際連合広報センター HP「国際協同組合同年（2012年）」を参照（https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2381/）。2021年11月29日最終閲覧。

15) 講座開設経緯の詳細については、黒河安徳「愛媛県協同組合協議会（EJC）による大学提供講座と職員教育」協同組合研究誌にj665号（2018年）96頁以下。形式的には寄附講座ではなく、講義への講師派遣を愛媛県協同組合協議会が請け負う形式の提供講座として実施されている。

16) 黒河・前掲註1597-100頁。

17) COC+ 事業上の位置づけについては、国立大学法人愛媛大学社会連携推進機構社会連携支援部地域連携推進室 COC+ 事務局編『「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」～地域の未来創生に向けた“愛”ある愛媛の魅力発見プロジェクト～2019（令和元）年度事業報告書』（2020年）4、81-82、136、174、176、185、188頁参照。

18) 黒河・前掲註15100-102頁。

されている。

2021年度は、COVID-19に関する大学の方針に基づき、従前のような対面形式の講義ではなく、「非同期型の遠隔授業」での実施となり、また、筆者がはじめて上記科目の担当教員を務めることとなった。もっとも、実際には、講師派遣元である愛媛県協同組合協議会の事務局担当者として、以前から当該講座のプログラムの設計の中心を担っていた黒河安德氏（愛媛県農業協同組合中央会〔JA 愛媛中央会〕総合企画部・審査役）とともに、遠隔・非同期による当該講座の講義計画を立案・策定した。

2. 『協同組合とは何かー協同組合論』講座の内容

(1) 講座の全体像

2021年度の第3クォーター期間に実施した本講座の全体像は、次のとおりである。

回／日程	内 容
第1回 (10月5日)	テーマ：協同組合の歴史的背景・制度の総論／愛媛県の協同組合の全体像の解説 履修案内動画・資料：「履修案内」（愛媛大学法文学部講師・西脇秀一郎） 講演動画①：「ご挨拶」（JA 愛媛中央会会長・西本満俊氏） 講演動画②：「県内の協同組合組織」（JA 愛媛中央会・黒河安德氏） 講演動画③：「今なぜ協同組合なのかー協同組合運動の歴史ー」（愛媛大学農学部教授〔当時〕・板橋衛氏） 副教材：講演③の「今なぜ協同組合なのかー協同組合運動の歴史ー」解説文 PDF 資料／『99th 国際協同組合デー』冊子／『日本協同組合連携機構（JCA）』パンフレット
第2回 (10月12日)	テーマ：生活協同組合の目的・事業内容・事例の解説 講演：「生活協同組合の果たす役割①・②・③」（愛媛県生活協同組合連合会専務理事・本銅貴重氏） 副教材：「西日本豪雨災害の取り組み」（JA グループ愛媛・YouTube 動画）／『生協の社会的取り組み報告書2021』（日本生活協同組合連合会、2021年）
第3回 (10月19日)	テーマ：森林組合の目的・事業内容・事例の解説 講演動画①：「森林組合・オープニング挨拶」（愛媛県森林組合連合会・芝芳亀氏・前田伸哉氏） 講演動画②：「林業と森林組合の役割①・②・③」（愛媛県森林組合連合会・前田氏）
第4回 (10月26日)	テーマ：漁業協同組合の目的・事業内容・事例の解説 講演：「ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえた真珠 EC サイトの立ち上げと活用について」（愛媛県漁業協同組合本所事業部真珠課） 副教材：「えひめ真珠（愛媛県漁業協同組合本所事業部真珠課）HP」URL リンク（ https://www.chimegyoren.or.jp/shinju/ ）

協同組合論講座の実践例

<p>第5回 (11月2日)</p>	<p>テーマ：農業協同組合（特に酪連・厚生連事業）の目的・事業内容・事例の解説 講演動画①：「JA（農業協同組合）の事業・活動」（JA 愛媛中央会・黒河安徳氏） 講演動画②：「愛媛県酪連（らくれん）の取り組み・らくれん牛乳紹介」（JA グループ愛媛・YouTube 動画） 講演動画③：「令和3年度版・愛媛県厚生連の事業概要」（JA 愛媛厚生連） 講演動画④：「リアクションシートへの回答（第1回、2回分）」Q&A 解説」（JA 愛媛中央会・黒河安徳氏） 副教材：「JA（農業協同組合）の事業・活動」PDF 資料（講演①の資料）／「日本・愛媛の酪農をめぐる情勢」PDF 資料（講演②の資料）／「愛媛県厚生連における巡回健診について」PDF 資料（講演③の資料）／「リアクションシートへの回答（第1回、2回分）」PDF 資料（講演④の資料）／『愛媛の農業とJA』パンフレット（JA グループ愛媛、2021年）／『2021事業要覧』（愛媛県厚生農業協同組合連合会、2021年）</p>
<p>第6回 (11月9日)</p>	<p>テーマ：農業協同組合（特に県信連・共済事業）の目的・事業内容・事例の解説 講演動画①：「JA 愛媛県信連について」（JA バンクえひめ・YouTube 動画） 講演動画②：「JA 共済編」（JA グループ愛媛・YouTube 動画） 講演動画③：「JA グループ愛媛紹介動画（リクルート用動画）」（JA グループ愛媛・YouTube 動画） 副教材：「JA 事業(2)」の解説」PDF 資料（JA 愛媛中央会・黒河安徳氏。講演①②③の概要の解説）／「JA 共済」冊子／「人間ドックのご案内」パンフレット（JA 愛媛厚生連、2021年）／「令和3年度版 JA 全農えひめ事業案内」（JA 全農えひめ、2021年）／『全農レポート2021』（全国農業協同組合連合会、2021年）</p>
<p>第7回 (11月16日)</p>	<p>テーマ：これまでの講義回に関する Q&A 方式のレスポンス（特に第4回・第5回の質疑応答） 教材①：「第4回講義（JF 漁協編）質問と回答」PDF 資料（愛媛県漁業協同組合本所事業部真珠課） 教材②：「リアクションシートへの回答（第5回 JA 事業編）」PDF 資料（JA 愛媛中央会・黒河安徳氏）</p>
<p>第8回 (11月30日)</p>	<p>テーマ：これまでの講義回に関する Q&A 方式のレスポンス（特に第3回・第6回の質疑応答）／総括 教材①：「第3回講義（森林組合連合会編）質問・疑問への回答」PDF 資料（愛媛県森林組合連合会） 教材②：「リアクションシートへの回答（第6回 JA 事業2編）」PDF 資料（JA 愛媛中央会・黒河安徳氏） 教材③：「オンライン授業「協同組合とは何か」第8回授業（11月30日～）」PDF 資料（JA 愛媛中央会・黒河安徳氏） 副教材：「第8講 文系主題科目（協同組合とは何かー協同組合論）・まとめ」PDF 資料（愛媛大学法文学部講師・西脇秀一郎）</p>

【図. 2021年度『協同組合とは何かー協同組合論』の講義計画】

(2) 方式

「非同期型の遠隔授業」形態による実施に際し、「非同期型の教材準備」が強いられるために、各講義回の講師である各種の協同組合担当者には、電子上の資料作成、Web 会議ツール（Zoom）を用いた事前収録動画の作成・準備を依頼し、黒河氏が事

務局としてそれらの取りまとめを担った。「非同期型の遠隔授業」であることの利点を活かし、可能な限り、各種の協同組合がすでに開設している HP や動画資料などを積極的に用いて、なるべく視覚的に協同組合の事業運営・活動について教授する工夫を試みている。

上記の図にあるように、各回の内容を、JA 愛媛中央会事務局、愛媛県生活協同組合連合会（生協）、愛媛県森林協同組合連合会（森林組合）、愛媛県漁業協同組合連合会（漁協）、愛媛県信用農業協同組合連合会（JA 愛媛県信連）、全国共済農業協同組合連合会愛媛県支部（JA 共済連愛媛）、愛媛県農業協同組合連合会愛媛県支部（全農えひめ）、愛媛県酪農協同組合連合会（らくれん）、愛媛県厚生農業協同組合連合会（JA 愛媛厚生連）のそれぞれの協同組合の概要・事業内容等の解説に分け¹⁹⁾、それらの各機関担当者の協力のもと、講座運営を行った。

形式としては、愛媛大学の e-Learning の講義を支援する学習マネジメント・システム（Learning Management System : LMS）である愛媛大学 Moodle3.5 の本講座のページに、各種の教材を講義実施日（毎週火曜 2 限）に掲載し、受講者は一定期間内に動画視聴・教材読解を行い、同ページに設定した「リアクションシート」提出欄に、①質問・疑問、②意見、③要約、④アイデア・提案、⑤就職に関する質問等をオンライン上で提出する遠隔講義形式とした。受講者から提出されたリアクションシートの一覧を担当教員のもとで取りまとめ、各講義回の講師に個人情報伏せて送付し、質問や意見に対して次回以降に回答を掲示する Q&A 方式とすることで、「非同期型の遠隔授業」のもとでの一定の双方向性を確保している。

また、各種の協同組合組織が発行するパンフレット等、電子化されていない冊子も教材となりうるために、本講座では、愛媛大学生協同組合の協力を得て、受講者が大学にきた際に、大学生協店舗の窓口カウンターにて、各回に関連する紙の配布物（冊子等の副教材）を受け取れることとした。全学部対象科目であるため、別のキャンパスにある農学部にも所属する学生も受講者に含まれる。そこで、当該キャンパスの生協店舗にも副教材の設置を依頼し、LMS システム上の電子データに加えて、紙の配布物を副教材として、受講者が講座を受講できる環境を整えた。

(3) 情報発信

また、黒河氏の提案により、本講座の開講前には、愛媛県協同組合協議会による「県の産品をもっと知ろう」とする講座告知イベントを実施した。講座開講のチラシ

19) これらの各種協同組合に加え、2019年度までは、愛媛県中小企業団体中央会の担当者による中小企業組合制度の解説もプログラムの一つとして組み込まれていた。

配布に加え、COVID-19の影響下で困窮している愛媛大学の学生支援および県内産品の紹介を兼ねて、学生向け県内産食材（県内産米・レトルト食品・インスタント食品・飲料等）を100名分程度用意して配布することとし、2021年9月14日および同月16日に、愛媛大学城北キャンパス内の生協ショップ「えみか」店舗前にブースを設置して、愛媛県協同組合協議会による配布が行われた。

当該取り組みの様子は、愛媛新聞社の取材を受け、「協同組合の講座 PR 愛媛大 県協議会 学生支援 食品配布も」と題する記事として2021年9月15日に愛媛新聞朝刊において報道された²⁰⁾。また、同内容の記事は愛媛新聞 Web サイトにも「農協や生協の役割知って 大学生に支援品配り愛媛大講座を PR 県協同組合協議会」（2021年9月14日）とするタイトルのもと電子掲載された²¹⁾。ほかに、日本協同組合連携機構ホームページでも、県段階の協同組合間連携の実態についての事例紹介の一環として、「愛媛県協同組合協議会が協同組合講座の告知イベントで学生を支援」（2021年9月16日）とする記事が掲載された²²⁾。

このように、本講座の開講に際しては、黒河氏を中心とする愛媛県協同組合協議会の主導のもと、協同組合の理論と実践とを架橋する大学と外部機関との連携講座である特性を活かして広報および学生支援活動を行い、大学内外へ積極的に情報発信を行った。

当該情報発信の結果、共通教育科目の履修登録期間開始後、早々に登録者数が当初設定していた40名の上限に達したため、最終的に定員を70名に引き上げ、2021年度は受講者数70名の講義として実施した。

(4) 内 容

① 総 論

第1回は、講座の履修案内を行うとともに、協同組合論の総論としての位置づけとなる講義内容とした。

まず、『県内の協同組合組織』（黒河氏）として、日本および愛媛の各種の協同組合の概要、組織者、準拠する法律、国際的な動向、組合員の特質（出資者・事業運営者・事業利用者の三位一体の関係）、株式会社との異同について解説が行われた。さらに、それをより理論的に詳細に敷衍する形で、『今なぜ協同組合なのかー協同組合

20) 愛媛新聞2021年9月15日付朝刊16面。

21) 愛媛新聞 HP 当該記事部分 (<https://www.chime-np.co.jp/article/news202109140037>)。2021年11月29日最終閲覧。

22) 日本協同組合連携機構 HP 当該記事部分 (<https://www.japan.coop/wp/10107>)。2021年11月29日最終閲覧。

運動の歴史―』（愛媛大学農学部教授〔当時〕・板橋衛氏）として、協同組合の基本性質（事業実施のための近代以降の経済組織としての協同組合の特性）、18世紀後半のイギリスおよび19世紀前半のドイツでの運動を嚆矢とする協同組合組織の歴史的背景と展開、（特に大学生協を素材として）今日における協同組合運動を内容とする講演が行われた。

とりわけ、板橋氏による講演では、「組織体（協同組織）」（association）と「事業体」（enterprise）の2つの側面をもつ協同組合について、組合員（出資者）が事業を利用する自発的な組織であり、組合員による民主的な運営が基本とされるという特性の指摘とともに、株式会社との制度・機能上の相違点について詳細な解説が行われた。協同組合では出資者の主たる目的が（利益の配当ではなく）事業を利用することにある点、出資額の大小によらない1人1票の議決権保障と出資額等の（定款上の）制限がある点、利用高配当（割戻し）の点といった運営面・財務面の解説とともに、スコットランドのロバート・オウエン（Robert Owen）の協同組合運動、「ロッテデール公正先駆者組合」の定款内容の歴史的意義、ドイツ農村部のフリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン（Friedrich Wilhelm Raiffeisen）および都市部のフランツ・ヘルマン・シュルツェ＝デーリツチュ（Franz Hermann Schulze-Delitzsch）の信用組合の歴史的背景、ドイツ農村部の現在の協同組合運動などを素材に、協同組合論に関する総論的な内容を教授する回として構成された。

② 各 論

第2回から第6回は、協同組合論・各論として、各種の協同組合の具体的な目的・事業内容などについて、実務担当者が解説を行う講義内容とした。

第2回では、消費生活協同組合法に基づく生活協同組合の目的、事業内容、運営の現況などについて、愛媛県生活協同組合連合会専務理事・本銅貴重氏による『生活協同組合の果たす役割』とする講演を実施した。単位生協の種類、連合会との関係、ロッテデール原則や1945年設立の日本協同組合同盟初代会長の賀川豊彦の基本思想などを嚆矢とする現在までの歴史的経緯が解説されるとともに、全国および愛媛県の生協数・組合員数・総事業高といった運営の実情、第68回日本生協連通常総会での「コープSDGs 行動宣言」および第70回日本生協連通常総会での「日本の生協の2030年ビジョン」²³⁾、災害復興時の取り組みなどが取り扱われた。

23) 日本生活協同組合連合会 HP「SDGs と生協」(<https://jccu.coop/activity/sdgs/>)、「つながる力で未来をつくる -CO・OP2030-」(https://jccu.coop/about/vision/pdf/vision2030_20200612.pdf)。2021年11月30日最終閲覧。この点に関する教材として日本協同組合連携機構監修『1時間でよくわかる SDGs と協同組合』（家の光協会、2019年）。

第3回では、森林の多面的機能²⁴⁾ および林業のサイクル・現状とともに、森林組合法に基づく森林組合の目的、事業内容、運営の現況などについて、愛媛県森林組合連合会・担当者による『林業と森林組合の役割』とする講演を実施した。市町村郡段階・都道府県段階・全国段階の3段階による森林組合系統ネットワーク、森林組合の事業（森林組合法9条）、組織（総会〔総代会〕・理事および代表理事〔理事会〕・監事〔監事会〕・参事および会計主任）、運営（定款・規約・規程および規則²⁵⁾）、森林環境税・森林環境譲与税の創設の意義、森林経営管理法による森林経営管理制度の概要、「えひめ農林漁業復興プラン2021」（2021年3月策定）²⁶⁾などが取り扱われた。

第4回では、水産業協同組合法に基づく漁業協同組合の目的、事業内容、運営の現況などについて、愛媛県漁業協同組合本所事業部真珠課・担当者による『ウィズコロナ・アフターコロナを踏まえた真珠ECサイトの立ち上げと活用について』とする講演を実施した。漁業協同組合の目的（4条）と事業（11条、17条）の具体的な内容、愛媛県の漁業生産量・額と就業者・消費の動向とともに、とりわけ、全国一位の生産量（全国アコヤ養殖真珠生産量・共販実績）を誇る真珠製品販売のECサイト「えひめ真珠」²⁷⁾の取り組み・販売戦略・真珠の養殖プロセスなどが詳細に取り扱われた。

第5回および第6回では、農業協同組合法に基づく農業協同組合の目的、事業内容、運営の現況などについて、JA愛媛中央会・黒河安徳氏による『JA（農業協同組合）の事業・活動』とする講演を実施した。日本の農業協同組合制度の経緯、現在までの合併・組織整備の内容、愛媛県内の11の総合農協²⁸⁾と7（および1連合会）の専門農協における各種の事業内容の詳細²⁹⁾、とりわけ、販売事業として、柑橘ブランド戦略、6次産業化の取り組み、直売所（ファーマーズマーケット）³⁰⁾などが取り扱われた。また、愛媛県酪農協同組合連合会に関し、酪農情勢の推移と課題、それ

24) 多面的機能につき、『令和2年度森林・林業白書』（林野庁、2021年6月1日公表）67頁など参照。

25) 森林組合法上、絶対的必要記載事項を定めた「定款」（42条）に加え、定款を実行するための組合の組織および組合員に関する具体のルールを「規約」（43条）で定めることができるとされている。第3回の講演内容によれば、実際には、事務執行上で必要な事項を定めるものとして、より細かなルールに関し、さらに規程や規則などが置かれている。

26) 愛媛県HP「えひめ農林漁業復興プラン2021について」（<https://www.pref.ehime.jp/h35100/nourinsuisanshinkouplan.html>）。2021年11月30日最終閲覧。

27) JF えひめ真珠公式直販サイト「えひめ真珠」（<https://www.ehime-pearl.jp/>）。2021年11月30日最終閲覧。

28) 総合農協（JA）とは信用事業・販売事業・購買事業・共済事業などを兼営しているものの総称であり、専門農協とは、酪農・果樹・園芸などの作物別を中心とした専門事業の農協を意味する。

29) 特に、指導事業（営農指導・生活指導）、販売事業、購買事業、信用事業、共済事業、利用事業、厚生事業（JA厚生連の事業）、高齢者福祉事業、教育・広報事業（「食農教育」・「おれんじキャンパス」）など。

30) JA愛媛中央会HP「県内直売所」（<https://www.ehime-chuoukai.or.jp/store/>）参照。2021年11月30日最終閲覧。

に対応する「愛媛県酪農生産近代化計画書」(2016年2月策定・2025年目標)³¹⁾、愛媛県酪連から四国乳業株式会社に製造・販売部門を移管して酪連の事業を生産指導等に集中させた経緯について解説があり、そのほか、愛媛県厚生連の巡回検診、愛媛県信連・共済連愛媛によるJAバンクおよびJA共済の取り組みが紹介された。なお、第5回と第6回には、JA事業に関する既存の動画コンテンツ(前述の図に掲載のYouTube動画等)を教材として活用した。

③ 質疑と応答：Q & A方式によるレスポンス

上述のように、本講座では、各回にて講演動画・資料の受講後に受講者はリアクションシートの提出を行うこととしており、第7回および第8回では、提出された受講者からの①質問・疑問、②意見、③要約、④アイデア・提案、⑤就職に関する質問等について、各回の講師から回答を提示し、再度、(LMS上・書面上で)ディスカッションを行う方式とした。

各回をとおして、受講者からは、活発・積極的にさまざまな質疑などが提出された。たとえば、協同組合と株式会社との制度的相違点(特に事業から生ずる利益〔利潤〕に対する規整の違い³²⁾)、海外と日本との林業形態の違い、水産業における担い手不足と魚(食)離れへの懸念、協同組合が経営破綻した場合の法制度上の取り扱いなどに関する質問などがあり、それらの質問内容と講師の応答を第7回、第8回の資料とし、他の受講者の質問・意見を踏まえた再質問・意見を受け付け、受講者間での意見の交流を促した。近時、遠隔講義の問題の一つとして、受講者の継続的な学習意欲の減退や課題提出が滞る点が挙げられるが³³⁾、その中で、毎回9割の水準の提出状況³⁴⁾が維持されたことから、受講者の協同組合への関心の高さを窺うことができる。

31) 関連して、愛媛県HP「畜産に関する県計画について」(<https://www.pref.ehime.jp/h35600/chikusanka/23kenkeikaku.html>)。2021年11月30日最終閲覧。

32) この点の応答として、講師(黒河氏)からは主に、協同組合の法定準備金(利益準備金)の積み立てに関する規律(農業協同組合法51条1項、72条の31など)が解説された。

33) 遠隔講義の課題の整理として、青木理奈ほか「コロナ禍における法文学部の被災記録の収集と保存Ⅰ」愛媛大学法文学部論集社会科学編50号(2021年)37頁以下、43-44、49頁、同ほか「コロナ禍における法文学部の被災記録の収集と保存Ⅲ」愛媛大学法文学部論集社会科学編51号(2021年)117頁以下、130頁など。

34) 各回のリアクションシートの提出割合(受講者総数70名)は次のとおりである。第1回：91%(64名)、第2回：90%(63名)、第3回：90%(63名)、第4回：90%(63名)、第5回：90%(63名)、第6回：90%(63名)、第7回：91%(64名)、第8回：90%(63名)。リアクションシートの内容についても、長文で記述内容も充実しているものが多数を占めた。

3. 協同組合の現代的機能と法的性質（性格）

(1) 協同組合の法的な把捉に伴う問題

以上のように、2021年度の本講座では、協同組合の沿革・法制度・理念などの総論的な概論と、愛媛県下で実際に活動する各種の協同組合の運営・現状・課題といった各論的な内容を取り扱った。

前述したように、本講座は、理論と実務とを架橋する共同研究の契機となりえ、それを教育活動に還元する取り組みとして、愛媛大学における共通教育科目の中でも、特異な講座の一つといえる。

受講者からは、実際上の事業活動を概観することで、協同組合とは何かを学び、考える契機となったとする意見も多く提出された。

もっとも、(一般的ないし個別的な)協同組合という組織形態の固有の特性または性格をどのように把捉すべきかについては、前述のように従前にも議論があり、さらに近時は、法制度面での協同組合法制の株式会社化(株式会社制度との相違の相対化)というテーマを契機に、より一層活発な議論が展開されている³⁵⁾。このため、本講座の内容は、法学上のアクチュアルな課題にも示唆を有しているといえる。

さいごに、近時の法制度上の課題について若干ではあるが触れておく。

たとえば、従来、協同組合については、他の企業(組織)形態と比定して、その非営利団体・法人としての法的性質が強調されていた。しかし、この従前の理解に対しては、2005年の会社法および2006年の一般社団法人法の制定により、現在では法律上、事業活動により得た利益を団体の構成員に分配する剰余金の配当可能性の有無が営利法人と非営利法人とを区別する決定的な基準となったとする指摘がある³⁶⁾。この指摘によれば、会社法105条2項が剰余金の配当を禁止するような株式会社の定めを無効とし、他方で、一般法人法11条2項が剰余金の配当を可能とする一般社団法人の定めを無効とする法律上の規制を行っているところ、各種の協同組合は、法律上でそのような規制がなく、剰余金の配当も定款自治に委ねられている。このため、協同組合をもはや非営利法人に分類すべきでなく、営利法人ないし株式会社法準用型法人と

35) この問題については、たとえば、明田作「協同組合の株式会社化とその問題点」農林金融第69巻7号(2016年)2頁以下、同「最近の協同組合法立法の世界的動向とわが国への示唆」農林金融67巻11号(2014年)7-8頁、田中秀樹『揺らぐ北欧協同組合王国』(筑波書房、2021年)183頁以下など。

36) 後藤・前掲註(1)739頁、同「非営利法人制度」『民法の争点』ジュリスト増刊(2007年)58頁。また、関英昭「協同組合の法的性質」『協同組合法の研究』(青山学院大学総合研究所法学研究センター、1993年)31頁以下、50頁も参照。

して取り扱うべきとされる³⁷⁾。したがって、少なくとも法解釈上では、その非営利法人としての性格づけを再考する余地が示されている。

もっとも、再考の際には、当該分類を行う実益がどこにあるのかを捉えることも重要である³⁸⁾。上述の再考を促す指摘は、法人の（団体・事業）目的の範囲による権利能力または代表者の権限に関する制限が、法人の外部の第三者に対して効力を有するかを解釈する際に、協同組合に関する従前の判例・裁判例の射程が、非営利団体・法人一般に及びうるか（協同組合の事例を非営利法人一般の先例としてよいか）という法解釈において特に問題となるものであり、協同組合の現実の機能や政策上の課題を直接の対象とするものではなく、あくまで法解釈上の問題点に焦点をあてたものといえる。

また、株式会社との違いを強調して非営利法人性を強調することが、逆に、本講座でも取り扱った協同組合の理念や事業内容の意義を没却することにつながりうるとの指摘もある。たとえば、協同組合では、存続中は不分割積立金として、事業の利益を分配せずに法定準備金として積み立てることが求められているが、非営利法人であれば、解散・清算の局面で、それが残余財産として扱われ、解散時の組合員に分配されることがあり、（協同組合の理念に反しうる）「組合員の世代間の不公平が生ずる」ことにもなりえ、また、営利法人との差異がより相対的なものとなりうる³⁹⁾。そうすると、非営利性の強調は、少なくとも法的な処理の次元において、協同組合原則などの理念に（場合によっては）相反しうる結果を生むことにもなりかねない⁴⁰⁾。

協同組合の実際上の機能や積極的な意義を適切に考慮した上で、そこでの共同関係をどのように（法的に）捉えるべきかは、法学内外の動向を含め、協同組合以外の団体・法人類型との精細な比定を踏まえて見究めなければならない課題ともいえる。

(2) 協同組合の目的・機能と公的な性格

そのほか、協同組合については、1995年のICA声明の第7原則にもあるように地域社会・コミュニティとの相互関係、協同組合の公（共・益）的な性格をどのように

37) 後藤・前掲註(1)739頁。なお、協同組合では剰余金（利益）をどのように組合員に帰属させるべきかが定款自治に委ねられていることにつき、明田・前掲註(2)67頁も参照。

38) この指摘を行うものとして、明田・前掲註(2)68頁。

39) この点を明瞭に強調するのは、明田・前掲註(2)69頁。

40) もっとも、諸外国の法制度、特にドイツ協同組合法などをみると、必ずしも1995年のICA声明の理念と適合した法的規整がなされているわけではなく、むしろそれとは大きく異なる法的規整の様相が示されているといえる。この点につき、総研レポート『フランス、ドイツ、オランダの農業協同組合、協同組合銀行の制度と実情』（農林中金総合研究所、2018年）72頁以下も参照。

考えるべきかも問題となりうる⁴¹⁾。その際には、その性格づけが協同組合の法規整にどのように作用するか、組合員の権利義務の内容を考える際にも影響しうるかも問題となりうる⁴²⁾。

これらの問題についてどのように考えるべきか、多角的に分析を行う際の視点を培うという意味において、本講座のような実践例の意義は少なくないものと思われる。そのことが、本稿において、本講座の概要を資料として紹介する理由となる。

【付 記】

本稿は、JSPS 科研費 JP19K23164 (研究活動スタート支援)、JP21K13214 (若手研究)、令和2年度愛媛大学研究活性化事業・スタートアップ支援、および、龍谷大学社会科学研究所研究プロジェクト (2021年度-2023年度「地域特性に基づく地域・森林資源管理の法学的研究」) の各助成を受けた研究成果に基づくものである。

41) 協同組合の「公的な性格」につき、後藤・前掲誌(1740頁)。また、田代混貴「農業協同組合の法理論 (1)(2)」岡山大学法学会雑誌69巻1号(2019年)49頁以下、同2号(同年)1頁以下は、行政法学における「機能的自治行政」の理論や近時の「地域自治組織」の議論展開をふまえて、国家の意思を介しない形で、団体の開放および議決権の平等を基に、(特定の生産者または事業者の)利益代表を擬制する点に(農業)協同組合の固有の組織(法)の意義があり、特定の任務単位で当該任務の利害関係者を構成員とする自治組織には多様なバリエーションがありうることを提示する。関連して、松尾弘「環境共有の法理への一視点-地域コミュニティによる財産管理に焦点を当てて-」慶應義塾大学法学部編『慶應の法律学民法 一慶應義塾創立150周年記念法学部論文集』(慶應義塾大学出版会、2008年)247-276頁、高村学人「法人論から見た人口減少地域の再編 -近世化する現代日本」法律時報93巻1号(2021年)29-34頁なども参照。近時の労働者協同組合法(令和2年法律第78号)などの動向も注目に値する。

42) たとえば、農業協同組合では、準組合員制度が認められており、必ずしも農業従事者のみが組合員であるわけではなく、一定の地域に居住する者が協同組合の組合員となることができる。準組合員は、協同組合の意思決定に関して、議決権や役員等の選挙権の直接的な参与の権利を有しないものの、間接的な管理・運営への参画の権利が保障されており、具体的には、文書等の閲覧請求権や、検査権が認められている。詳細につき明田・前掲誌(3270頁以下)。

関連して、ドイツおよびオーストリアの協同組合的な特徴をもつ団体の森林管理上の取り組みの先進事例につき、牛尾洋也=宮浦富保=吉岡祥充「森林を中心とする地域資源の循環型利用による持続可能な地域づくりの先進事例-ドイツ・バイエルン州アルゴイ地域とオーストリア・「プレゲンツの森」地域」『里山学研究 流域のくらしと奥山』里山 龍谷大学里山学研究センター2016年度年次報告書(龍谷大学里山学研究センター、2017年)169-183頁。特に、バイエルンのケンブテン森林所有者連盟(Waldbesitzervereinigung Kempten, Land und Stadt e.V.)では、1,500人規模の小規模森林所有者の組織体であるために、施業に関連する各種の情報管理も業務となるところ、IT技術を用いた情報管理インフラが整備され、森林所有者連盟加盟者とのメールのやりとり、レポートの情報をオープン・アクセスにし、土地情報、森林委託管理契約の内容、森林計画、森林所有者との現場での話し合いの内容、地図や土地台帳も情報システムの中に組み込まれ、法人の業務としての情報管理、構成員(組合員)間での情報共有の重要性が指摘されている(172-176頁)。また、オーストリアの事例でも、林道整備だけでなく、水管理・牧草地管理・狩猟・ワイン醸造・集合住宅管理などの個別の目的ごとに協同組合が組織され、それらの事業においては、十分な説明と話し合いが重要視されているために、協同組合は、地域の公益的な共同利益性と、一定の人数の範囲内でこそ活かされる仕組みであることが指摘されている(176-179、182頁)。